

国の利害に係る争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議
幹事会（第 15 回）

日時:9 月 11 日(金)16:00～16:30

場所:法務省 1 階会議室

- 1 予防司法支援制度について
- 2 質疑応答

配付資料

国の利害に係る争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議
(令和 8 年 9 月 1 1 日)

国の利害に係る争訟等への 対応に関する関係府省庁連絡会議

令和8年9月11日

予防司法支援制度の活用

予防司法支援制度

具体的な争訟に至る前に法的問題について
照会・助言するもの

- どのような案件・タイミングであっても照会可能
- これまでの豊富な裁判の経験・法的知見をもとに支援

様々な段階で生じる問題に対応

➤ 政策立案段階・ガバナンス上の法的問題も相談可能

⇒ 調査・検討の視点を多角化し、法的リスクを低減

⇒ 行政目的の達成と同時に法適合性を実現

事案に応じた柔軟な対応

➤ ニーズを踏まえた迅速な回答

⇒ 初期対応から事後的なフォローまで

⇒ 継続的な相談も可能